

訂正

令和7年2月1日より、特定建設業許可等の金額要件の見直しによる改正法が施行されたことに伴い、下記の図書について、内容の一部に訂正がございます。

■ 2級管工事施工管理技士 第一次検定 テキスト 改訂第二版

頁	該当箇所	誤	正
290	(2)一般建設業の許可と特定建設業の許可 4～5行目	4,500万円(建築工事業の場合は7,000万円)以上	5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)以上
	●図表2:一般建設業の許可と特定建設業の許可 特定建設業の許可/区分と内容 2行目	4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上	5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上
	補足 ◆2 下請契約	2023年1月1日に建設業法施行令が改正され、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)から、4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に引き上げられた。	2025年2月1日に建設業法施行令が改正され、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)から、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)に引き上げられた。
294	●図表1:建設業法における指定建設業7業種の技術者制度 元請工事における下請金額合計/ 特定建設業	発注者から直接請負下請に出す金額の合計4,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満) 発注者から直接請負下請に出す金額の合計4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)	発注者から直接請負下請に出す金額の合計5,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満) 発注者から直接請負下請に出す金額の合計5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)
296	(3)監理技術者の設置 2行目	4,500万円以上	5,000万円以上
	(4)主任技術者・監理技術者の専任 6～7行目	4,000万円以上(建築一式工事では8,000万円以上)	4,500万円以上(建築一式工事では9,000万円以上)
	補足 ◆3 請負金額	2023年1月1日に建設業法施行令が改正され、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)から4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)に引き上げられた。	2025年2月1日に建設業法施行令が改正され、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)から4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)に引き上げられた。

以上